



山形市告示第45号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定により当該地域についての規制基準を次の2のとおり定め、平成13年4月1日から施行する。

平成13年3月23日

山形市長 吉村和夫



- 1 事業場において発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域
山形市の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域
 - (1) A区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する地域（以下「用途地域」という。）のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域
 - (2) B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
 - (3) C区域 都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）のうち用途地域以外の地域及び用途地域のうち工業地域の区域

2 1の指定地域内の事業場において発生する特定悪臭物質の排出の規制基準

- (1) 悪臭防止法第4条第1項第1号に規定する規制基準
（大気中の濃度の許容限度）

区域の区分 特定悪臭物質	A 区域	B 区域	C 区域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20

メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

単位はすべてピーピーエム

(2) 悪臭防止法第4条第1項第2号に規定する規制基準

(1)の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に規定する方法により算出して得た流量を許容限度とする。

(3) 悪臭防止法第4条第1項第3号に規定する規制基準

(排水中の濃度の許容限度)

特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される 排出水の量	区 域 の 区 分		
		A区域	B区域	C区域
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001立方メートル毎秒を超え、 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002	0.003	0.007
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001立方メートル毎秒を超え、 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.3	2	6
	0.001立方メートル毎秒を超え、 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.6	2	6
	0.001立方メートル毎秒を超え、 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.03	0.09	0.3

単位はすべてミリグラム毎リットル